

議案第46号

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成21年2月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動別表細目」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動後別表細目」という。）が存在する場合には、当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、移動後別表細目に対応する移動別表細目が存在しない場合には、当該移動後別表細目（以下「追加別表細目」という。）

を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示及び追加別表細目を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後		改 正 前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事務	市町村等	事務	市町村等
略		略	
8 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの （1）～（5） 略 （6） <u>第70条の2第1項（第115条の11前段において準用する場合を含む。）の規定による指定の更新</u> （7） <u>第75条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の事業所の名称等の変更及び事業の再開の届出並びに同条第2項の規定による事業の廃止等の届出の受理</u> （8） <u>第75条の2第1項の規定による連絡調</u>	8 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの （1）～（5） 略 （6） <u>第70条の2第1項（第115条の10前段において準用する場合を含む。）の規定による指定の更新</u> （7） <u>第75条の規定による指定居宅サービス事業者の事業所の名称等の変更及び事業の廃止等の届出の受理</u>	南部箕蚊屋 広域連合	

整又は援助

(9) 略

(10) 略

(11) 略

(12) 略

(13) 略

(14) 略

(15) 略

(16) 略

(17) 略

(18) 第82条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の事業所の名称等の変更及び事業の再開の届出並びに同条第2項の規定による事業の廃止等の届出の受理

(19) 第82条の2第1項の規定による連絡調

整又は援助

(20) 略

(21) 略

(22) 略

(23) 略

(24) 略

(25) 略

(26) 略

(27) 略

(8) 略

(9) 略

(10) 略

(11) 略

(12) 略

(13) 略

(14) 略

(15) 略

(16) 略

(17) 第82条の規定による指定居宅介護支援事業者の事業所の名称等の変更及び事業の廃止等の届出の受理

(18) 略

(19) 略

(20) 略

(21) 略

(22) 略

(23) 略

(24) 略

(25) 略

- (28) 第115条の5第1項の規定による指定介護予防サービス事業者の事業所の名称等の変更及び事業の再開の届出並びに同条第2項の規定による事業の廃止等の届出の受理
- (29) 第115条の6第1項の規定による連絡調整又は援助
- (30) 第115条の7第1項の規定による指定介護予防サービス事業者等に対する報告等の命令及び立入検査
- (31) 第115条の8第1項の規定による指定介護予防サービス事業者に対する勧告
- (32) 第115条の8第2項の規定による公表
- (33) 第115条の8第3項の規定による指定介護予防サービス事業者に対する命令
- (34) 第115条の8第4項の規定による公示
- (35) 第115条の8第5項の規定による通知の受理
- (36) 第115条の9第1項の規定による指定介護予防サービス事業者の指定の取消し及び効力の停止
- (37) 第115条の10の規定による公示
- (38) 第115条の32第2項の規定による業務管理体制の整備に関する事項の届出（同項

- (26) 第115条の5の規定による指定介護予防サービス事業者の事業所の名称等の変更及び事業の廃止等の届出の受理
- (27) 第115条の6第1項の規定による指定介護予防サービス事業者等に対する報告等の命令及び立入検査
- (28) 第115条の7第1項の規定による指定介護予防サービス事業者に対する勧告
- (29) 第115条の7第2項の規定による公表
- (30) 第115条の7第3項の規定による指定介護予防サービス事業者に対する命令
- (31) 第115条の7第4項の規定による公示
- (32) 第115条の7第5項の規定による通知の受理
- (33) 第115条の8第1項の規定による指定介護予防サービス事業者の指定の取消し及び効力の停止
- (34) 第115条の9の規定による公示

第1号に掲げる介護サービス事業者のうち、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者又は指定介護予防サービス事業者が行うものに限る。）の受理

(39) 第115条の32第3項の規定による業務管理体制の整備に関する事項の変更の届出の受理

(40) 第115条の32第4項の規定による同条第2項各号に掲げる区分の変更による届出先を変更した旨の届出の受理

(41) 第115条の33第1項の規定による介護サービス事業者に対する報告等の命令及び立入検査

(42) 第115条の33第3項の規定による厚生労働大臣に対する同条第1項の権限の行使の要求

(43) 第115条の33第4項の規定による同条第1項の権限の行使の結果に係る通知の受理及び市町村長への通知

(44) 第115条の34第1項の規定による介護サービス事業者に対する勧告

(45) 第115条の34第2項の規定による公表

(46) 第115条の34第3項の規定による介護サービス事業者に対する命令

(47) 第115条の34第4項の規定による公示

(48) 第115条の34第5項の規定による通知
の受理及び関係市町村長への通知

略

略

附 則

この条例は、平成21年5月1日から施行する。